

法人番号とは何か？

法人番号の基本的な仕組み

大和総研金融調査部
主任研究員 鳥毛 拓馬

今回は、法人番号の基本的な仕組みについて解説します。法人番号は、平成27年10月22日から、株式会社などの法人等に指定（1法人に1つ）されている13桁の番号です（企業版マイナンバーなどと呼ばれることもあります）。個人番号（マイナンバー）とは異なり、原則としてインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表されます。

この連載は、個人を対象にマイナンバーの解説を行ってきましたが、今回は法人番号について解説します。法人番号は、マイナンバーと同様に、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会的基盤とされています。一方、個人番号と異なり、利用範囲に制約がなく、公開され誰でも利用が可能という特徴を有することから、官民間問わず様々な用途で利活用することが期待されています。

1. 法人番号制度の概要

法人番号制度には、①指定、②通知、③公表という3つのポイントがあります。

（1）法人番号の指定

法人番号は、国税庁長官により指定されています。指定の対象となる法人等の範囲は次の通りです。

図表1 法人番号が指定される法人

- | |
|--|
| <p>① 設立登記法人（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人）¹</p> <p>② 国の機関</p> <p>③ 地方公共団体</p> <p>④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体</p> |
|--|

¹ 株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人などです。

上記①～④については、特段手続きをしなくても、法人番号が指定されています。また、①～④以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されます。したがって、法人の支店や事業所等、また、個人事業者に法人番号は指定されません。

法人番号は、12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字(チェックデジット)²の数字で構成される13桁の番号です。

例えば、株式会社など、設立登記法人の法人番号を構成する基礎番号は、法務省から提供を受ける商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」です。また、設立登記法人以外の団体は、国税庁長官が会社等法人番号(12桁)と重複することのない12桁の基礎番号を定めます。

この12桁の基礎番号の前に1桁の検査用数字を付した番号が法人番号として指定されています。なお、一度指定された法人番号を変更することはできません。

(2) 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月22日から、書面により通知されています。設立登記法人は登記上の所在地に、設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出された申告書・届出書の所在地に通知書が送付されます。また、設立登記法人については、都道府県単位で、設立登記のない法人や人格のない社団等は11月13日に全国一斉に通知されました。

(3) 法人番号の公表

法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトを通じて公表されます。公表される情報は、次の3項目です(基本3情報)。

図表2 法人番号公表サイトを通じて公表される基本3情報

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 法人番号の指定を受けた団体の商号又は名称② 本店又は主たる事務所の所在地③ 法人番号 |
|--|

法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表されることになっています。

法人番号公表サイトでは、法人情報を番号・名称・所在地で検索したり、法人情報をダウンロードしたりすることができます。

² 法人番号をコンピュータに入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される一から九までの整数をいいます。

また、国税庁にDVDを送付すれば、法人番号公表サイトで公表されているすべての法人の月末時点の最新情報（全件データ）を記録してもらうこともできます（手数料不要）³。

2. マイナンバーとの違い

法人番号は、マイナンバーとは異なり利用範囲に制約がなく、自由に利活用できることになっています。両者の主な違いは次の通りです。

図表3 法人番号とマイナンバーの差異

| | 法人番号 | マイナンバー |
|-------|---|--------------------------------------|
| 付番機関 | ・ 国税庁長官 | ・ 住所地の市町村長 |
| 指定対象 | ・ 設立登記法人、国の機関、地方公共団体等 | ・ 日本に住んでいる全国民（中長期在留者、特別永住者を含む） |
| 通知方法 | ・ 登記上の所在地などに書面により通知 | ・ 通知カードにより、住民票記載住所に通知（個人番号カードの取得は任意） |
| 番号桁数 | ・ 13桁 | ・ 12桁 |
| 利用範囲 | ・ 制約なし | ・ 行政分野のうち、税、社会保障、災害対策等に限定 |
| 公表の有無 | ・ 商号・名称、本店・主たる事務所の所在地、法人番号が法人番号公表サイトで公表 | ・ 非公表 |

（出所）各種資料を基に大和総研作成

3. 法人番号の利用方法

（1）行政分野

行政分野では、平成28年1月以降、税分野の手続で利用されることになっており、**法人税及び消費税**の申告書については**平成28年1月以降に開始する事業年度**（課税期間）に係る申告書から、法人番号を記載することになっています。

また、**源泉徴収義務者（給与の支払者等）**であれば、**平成28年1月1日以後に提出**する申請書、届出書や給与所得者から提出を受けた書類（たとえば、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書など）にも法人番号を記載する必要があります。

法定調書の提出義務者（支払者等）であれば、**平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書**に、原則として金銭等の支払を受ける者及び支払者等の法人番号を記載する必要があります。ただし、所得税法等に告知義務が規定されている一部の法定調書については、支払を受ける者等からの法人番号の告知について**3年間の猶予規定**が設けられています。このため、支払者等はその間告知を受けるまで、法人番号を記載しなくてもよいことになっています。

³ 詳細は国税庁ウェブサイト参照 <https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/baitai-teikyo.pdf>

(2) その他の分野

法人番号は、その法人の名称、所在地とともにインターネット上に公表・随時更新され、データダウンロードが可能となるので、①法人番号をキーにして、法人の名称や所在地の確認が容易になる、②鮮度の高い名称・所在地情報を入手でき、取引先情報の登録や更新が効率化する、③複数部署で異なるコードを使用している場合、取引先情報に法人番号を追加すれば、情報の集約や名寄せ作業が効率化するなどのメリットがあるとされています⁴。

なお、政府は、法人番号の利活用を促進するため、国や地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告等）を公開する際に、**法人番号を併せて公開**することで、**検索・利用を容易**にしたり、法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧、調達や補助金等に係る情報入手や、各種のオンライン手続き等を行える「**法人ポータル**」を構築したりする取組みを行うとしています⁵。

(次回予告：マイナポータルとマイナンバーの将来)

以上

⁴ 国税庁ウェブサイト <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html#m6>

⁵ IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ概要（平成 26 年 5 月 20 日）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai6/sankou1-1.pdf